

社会福祉法人古河市社会福祉協議会
児童・生徒のボランティア活動事業実施要綱

(目的)

第1条 市内小・中学校、高等学校等及び専門学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の実践、社会連帯の精神を養成するため、児童・生徒のボランティア活動事業協力校を指定し、児童・生徒を通じて家庭および地域社会の啓発を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人古河市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を実施主体とし、各校を実施機関とする。

(協力校の指定)

第3条 社協は、市内全ての小学校・中学校および高等学校等を、児童・生徒のボランティア活動事業協力校（以下「ボランティア協力校」という。）として指定する。

2 ボランティア協力校の指定期間は、1年間とする。

3 社協は、予算の範囲内において協力校に対し、その活動に要する経費として、補助金を交付するものとする。

(ボランティア協力校の活動)

第4条 ボランティア協力校における活動は、それぞれの学校と地域の実情にあわせて独自の工夫と計画に基づき概ねつぎのような活動をする。

- (1) 社会福祉についての学習、調査、研究、広報活動
- (2) 福祉講演会、映画会、展示会などによる啓発活動
- (3) 地域社会で生活している高齢者・障がい児(者)などに対するボランティア活動
- (4) 社会福祉施設への訪問、見学およびボランティア活動
- (5) 社会福祉関係行事への参加およびボランティア活動
- (6) 学校(学級)新聞特集号などの作成および配布等の広報活動
- (7) 体育祭・文化祭などの学校行事へ高齢者などを招待する活動
- (8) 協力校相互間の交流および学習活動
- (9) 家庭、地域社会への啓発活動
- (10) その他、目的達成のために必要な活動

(社協の役割)

第5条 この事業を推進するため、ボランティア協力校、関係機関との連絡調整に

努める。

- 2 社会福祉団体、社会福祉施設と協力し、児童・生徒のボランティア活動の場の開拓と受け入れの促進および必要な連絡調整を図る。
- 3 関係資料の作成・情報の提供を行なう。
- 4 その他、必要な活動を行なう。

(ボランティア協力校承諾書および担当職員の推薦書)

第6条 別紙様式により承諾書および推薦書を提出する。

(その他)

第7条 その他、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。